

平成 25 年 2 月 19 日（平成 24 年度防災会議）開催以降の
市町村地域防災計画の修正について

	市 町 村 名	報告年月日
1	飯 島 町	H25. 3. 11
2	松 本 市	H25. 3. 12
3	東 御 市	H25. 3. 14
4	箕 輪 町	H25. 3. 18
5	飯 田 市	H25. 3. 25
6	伊 那 市	H25. 3. 27
7	坂 城 町	H25. 3. 27
8	安 曇 野 市	H25. 3. 29
9	高 山 村	H25. 3. 29
10	御 代 田 町	H25. 4. 8
11	岡 谷 市	H25. 4. 11
12	小 布 施 町	H25. 4. 15
13	南 牧 村	H25. 4. 18
14	佐 久 市	H25. 4. 22
15	中 野 市	H25. 5. 10
16	飯 綱 町	H25. 5. 16
17	大 町 市	H25. 5. 20
18	立 科 町	H25. 6. 7
19	下 諏 訪 町	H25. 6. 25
20	辰 野 町	H25. 7. 5
21	上 田 市	H25. 7. 25
22	佐 久 穂 町	H25. 8. 1
23	信 濃 町	H25. 9. 24
24	岡 谷 市	H25. 11. 19
25	塩 尻 市	H25. 12. 9
26	阿 智 村	H26. 1. 20
27	軽 井 沢 町	H26. 2. 5

災害対策基本法第 42 条

市町村防災会議は、防災基本計画に基づき、当該市町村の地域に係る市町村地域防災計画を作成し、及び毎年市町村地域防災計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを修正しなければならない。この場合において、当該市町村地域防災計画は、防災業務計画又は当該市町村を包括する都道府県の都道府県地域防災計画に抵触するものであつてはならない。

- 4 市町村防災会議は、第一項の規定により市町村地域防災計画を作成し、又は修正したときは、速やかにこれを都道府県知事に報告するとともに、その要旨を公表しなければならない。